-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ’-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ’-1）、Ⓥを求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）＝（Ⓤ’-1）／Ⓥが求められる。
⑧（Ⓦ’-1）と前年度の原単位（Ⓧ’-1）の比・・・（Ⓨ’-1）

（２）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓩ’-1）を求める。
①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓒ’-1）/Ⓔ＝（Ⓕ’-1）
⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓖ’-1）
⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ’-1）
⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓗ’-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ’-1）＝（①’-1）＋（②’-1）＋（③’-1）＋・・・

２０　特定－第４表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定－第３表１及び２において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。
また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定－第３表３及び４において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。

２１　特定－第４表及び指定－第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

（１）エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝$((Ⓙ\text{-}1)\times(Ⓚ\text{-}1)\times(Ⓛ\text{-}1)\times(Ⓜ\text{-}1))^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝$(ⓓ\times ⓔ\times ⓕ\times ⓖ)^{1/4}$（%）

（２）電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝$((Ⓙ’\text{-}1)\times(Ⓚ’\text{-}1)\times(Ⓛ’\text{-}1)\times(Ⓜ’\text{-}1))^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝$(ⓓ’\times ⓔ’\times ⓕ’\times ⓖ’)^{1/4}$（%）

２２　特定－第５表は、例えば「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

２３　特定－第６表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

２４　特定－第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

２５　特定－第８表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

２６　特定－第 10 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「（指定区分の変更手続きが必要□）」欄に■印を付すこと。

２７　特定－第 11 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

２８　特定－第 12 表及び指定－第 10 表の記入に当たっては、特定－第 12 表及び指定－第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

２９　指定－第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

３０　指定－第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第２表欄外に記入すること。

３１　指定－第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

３２　指定－第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

３３　指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。

３４　認定－第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定－第２表、第 10 表、第 11 表、第 12 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。